

横浜市内の弁護士事務所で弁護士が殺害された事件に関する会長声明

平成22年6月2日午後、横浜市内の弁護士事務所を訪れた男が、サバイバルナイフを用いて、同事務所に所属する横浜弁護士会会員の男性弁護士を殺害する事件が発生した。

この事件の事実関係や背景は未だ不明な点が多いが、これまでに報道されているところからすると、業務に関しその主張が聞き入れられないために行われた可能性が大きい。仮にそのようなものであったとすれば、弁護士業務についての重大な妨害行為であって、法治国家である我が国においては、断じて許すことができない行為である。

当会においても、これまでに、所属会員の法律事務所の職員が事務所内で殺害されるといった事件が発生している。本年4月7日にも、当会会員の事務所に、刃物を持った男が訪れ、相手方の代理人であった当会会員に対し面談を強要して、かけつけた警察官によって現行犯逮捕されるといった事件が起きている。このような暴力や脅迫・強要などの手段による弁護士業務への妨害は、基本的人権を擁護し社会正義の実現を使命とする弁護士制度に対する不当な攻撃であり、司法制度や法秩序に対する重大な挑戦である。特に今回は、尊い命が奪われるという取り返しがつかない痛ましい結果に至っているのであって、断じて許すことができない。

国連の「弁護士の役割に関する基本原則」は、その第16条において、「政府は、弁護士が脅迫、妨害、困惑あるいは不当な干渉を受けることなく、その専門の職務をすべて果たし得ること・・・を保障するものとする」と定めている。

当会は、このような国連原則に則り、市民とともに、このような弁護士の活動への妨害や暴力行為が法の支配、民主主義への挑戦であるとの理解を共有し、今回の行為に対して強く抗議するとともに、このような暴力行為から会員を守り、会員が弁護士の使命を貫徹できるように、全力を尽くす決意であることをここに声明する。

2010年（平成22年）6月7日

大阪弁護士会

会 長 金 子 武 嗣